

取組事例 豊富温泉を活用した交流人口の拡大・移住定住の促進

(豊富町)

アトピーや乾癬など皮膚疾患に効能があるとされる豊富温泉を活かしたまちづくりを展開し、湯治客や観光客など交流人口の拡大や移住定住の取組を推進する。

関連数値目標・KPI

	基準値 (H26)	実績 (H29)	目標値 (H31)	進捗率 (%)
湯治客延べ人数	25,000人	25,300人	30,000人	84.3%
移住者	0	36	25	144.0%

取組の推進体制

住民のほか産官学金労等の関係者で構成された「豊富町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を設置するなど、官民連携による推進体制の充実を図り、円滑かつ効果的に取組を推進している。

健康増進施設認定制度について

要件を満たした施設を「健康増進施設」として認定することで、国民が安心して利用できるようにする制度。認定された場合、医師の指示に基づき温泉療養を行うなど一定の条件の下で、施設利用料等が所得税法に規定される医療費控除の対象となる。

◇ 運動型健康増進施設

健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことができる施設

豊富町の入浴施設が該当

◇ 温泉利用型健康増進施設

健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことができる施設

◇ 温泉利用プログラム型健康増進施設

温泉利用を中心とした健康増進のための温泉利用プログラムを有し、安全かつ適切に行うことのできる施設

取組事例

豊富温泉を活かした交流人口の拡大

○ 主な取組

- ・ 厚労省が町営入浴施設「ふれあいセンター」を「温泉利用型健康増進施設」に道内で初めて認定 (H29.7)
→ 湯治者の負担軽減 (交通費、施設利用料)
- ・ 交流施設「湯の杜ぽっけ」の整備 (H29.5)
→ 特産品の販売や観光情報の発信
- ・ 「ふれあいセンター」に健康相談員やコンシェルジュ・スタッフを配置するなど「こころ」の湯治を実践



コンシェルジュスタッフによる相談

○ 主な成果

- ・ 「健康増進施設認定制度」利用者数 (H29: 90名)
→ 認定6ヶ月で前年の全国20施設の利用者数を超過

湯治を切り口とした移住・定住の促進

○ 主な取組

- ・ 湯治留学制度の創設
→ 入浴料の免除、住宅費の一部補助
- ・ 移住者による恩返し「ナツ(夏)カフェ」の営業、「つなぐ市 (ハンドメイドマーケット)」の開催



「つなぐ市」の様子

○ 主な成果

- ・ 湯治留学制度を活用し、道外小中学生3人を受入 (H30.6月末現在)